

朋之会 報

Vol.1

春日市議会議員・さかき朋之 / 議会での審議編

中頁にも列挙したように、もし仮に、議会における審議が御座なりにされるようであれば、正に「議会などいらない」と言われても仕方ないものになります。大変悲しい話ですが、時間の制約や慣例と言う名の柵が、立ち入った深い審議の弊害になる事もあります。これは明確な自己否定です。この柵は崩さなければなりません。

また、我々議員は、常に様々な角度から議案を検証し、声を挙げなければなりません。けれど、この際、議員が市民の声の届かない場所にいたとすれば何の議論も出来ません。否定も肯定も、また違う手法もすべて机上の空論として水泡と化すのみです。常に地域の皆様と共にあって、自らも体験し、市民の皆様の声を誰よりも近くで感じている必要があります。

加えて、議会に提案されるものの殆どは極めて専門的な分野のものが多くが現実です。よく議員が「常に市民感覚で議会に臨みます」と言う言葉を耳にします。これは決して間違っていない。しかし、それだけでは全く歯が立たないのも厳然たる事実です。当然の様に行政の専門家集団である執行部は、様々な政策を、法的にも徹底的に調べ上げ、他地域や過去の事例も研究し、万全の準備をして、これを議会に提案してきます。である以上、これらの事柄について、これを覆さないまでも、もともと行政のプロである執行部と対等に渡り合い、深い議論を行うためには、当然の様に議員にも、いわゆる常識的な感性は勿論、高い見識と憲法をはじめとする諸法体系はもとより、福祉、教育、都市計画、経済と言った幅広い知識が求められます。

すなわち、

「柵を打ち破り閉塞感を打開できる議員であれ！」

「卓上の議論より行動力を示せる議員であれ！」

「常に自己研鑽を怠らず、行政のプロと対等に渡り合える豊富な知識と経験を積む議員であれ！」

これらが基本的な資質として供わっている議員が揃って初めて、議会の本来の責務である

「行政の監視。政策の提言」が行われ得るのです。

また、これらの審議とは若干性格を異としますが、毎議会の度に市民の皆様が議会での様子をお知らせする議会報「かすが市議会だより」の編集を行う「議会報編集特別委員会」があります。ここでは、議会でのことを出来るだけ市民の皆様が解り易く、手に取って頂けるように様々な試行錯誤を繰り返して、常により良きものを目指して作業を行っています。「数年前に比べると随分読みやすくなった」とお言葉を頂けるのが最高の喜びです。

実は、この委員長を私は仰せつかっております。



今回ご紹介したのは、議会自体の役割と、その審議の過程における議員の役割についてです。この他に「一般質問」において、議案として挙げられていること以外の政策提言を行う事もあります。これはまた、別の機会にご紹介します…。

尚、委員会での審査の様様もすべて「春日市ホームページ議事録」でご覧頂けます。また私のホームページでも、その時々のご感想等を掲載しております。

春日市ホームページ議事録

検索



写真は私の公式ホームページです。

神 朋之 後援会事務所 (本部)

福岡県春日市桜ヶ丘6丁目55セリュー桜ヶ丘602

Tel.092-581-1200

Fax.092-581-1202 mail:info@sakaki-t.com

春日市

議員「さかき 朋之」…日々発信中。

●公式ホームページ www.sakaki-t.com

●公式ブログ <http://profile.ameba.jp/sakaki-tomoyuki/> Ameba

●フェイスブック <https://www.facebook.com/tsakaki> f

●ツイッター <https://twitter.com/sakakitomoyuki> t

神 朋之 (さかき ともゆき) 50歳・プロフィール

●議員経歴

2011年4月 統一地方選挙春日市議会選挙において初当選 現在 春日市議会議員

●役職

- 春日市議会 議会報編集特別委員会 委員長
- 春日市議会 総務文教委員
- 春日市土地開発公社 理事 (所属党派) 近未来21



資料に目を通す真剣な執行部



審議は多岐にわたります。



委員会で使用される資料



時には現地視察も行います。



先日、街の行事のお手伝いをしている際に、普段から大変親しく私に話しかけてくれる近所の小学生に「ねえ、議員さんっていったい何の仕事をしているの?」と尋ねられました。小学生に限らずこの質問は、現在口にごそ出されないものの、多くの市民の方が思っておられる事かも知れません。そうであるならば、これは間違いなく、これまでにこれをきちんと説明してこなかった議員の怠慢であり、弁解の言葉もありません。更に言えば、自らの職業の役割や意義もお話しせずに、選挙の際には「是非、私にお願いします」とは無責任極まりない話です。当然、これをきちんとした場所でお話してきていなかった私も痛切なる反省の上に立たなければなりません。ただ正直、この仕組みは非常に複雑で、簡単にお答えできるものではありません。地方自治法はじめ関係諸法によって我々地方議員の役割や権限については明確にかつ細かく規定しており、議会規則を含めるとその条文を読み上げるだけで何日もかかるような代物です。しかし間違いなく、地方議会や、そこに所属する議員の役割や職務は、皆様の生活に直接かつ密接に関わってくる大切なものです。皆様が生活するうえで関わりのあることの全てが地方議会においてその細かな性格まで決定されていると言っても決して過言ではありません。なので、この事を多くの方に理解して頂くことは極めて重要な事です。

この事を解り易くご説明する為に、自治体が行う「政策決定」の流れを、ほんの触りではありますが、ご紹介させて頂きます。その過程において「議会」や「議員」の役割をご説明いたします。

では、「政策決定」はどうやって行われるか??

中面をご覧ください。